

令和8年度水産庁漁業取締方針

令和8年度における「水産庁漁業取締方針」を以下のとおり定める。

令和8年3月
水産庁漁業取締本部

I 策定の趣旨

- (1) 平成30年1月15日、漁業取締本部（以下「本部」という。）が設置され、漁業取締りに係る指揮命令系統の一元化が図られた。
- (2) この方針は、本部の漁業取締りの理念を示すとともに、外国漁船に加え、日本漁船に対する漁業取締りをめぐる現状を踏まえ、本部体制下での漁業取締りに関する具体的な対処の在り方を示すものである。
- (3) この方針の内容は、状況の変化を踏まえ適時・適切に評価・分析を行い、毎年度見直すこととする。なお、状況に大きな変化があった場合など必要に応じて年度途中で見直すことも可能とする。

II 漁業取締りの理念

- (1) 漁業取締りの目的は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産動植物の繁殖保護や漁場の総合的かつ高度利用を阻害する原因を除去し、漁業秩序の維持を図ることにある。このような維持すべき「秩序」には、国内の法令、外国等との協定等に加え、自主的な協定など多様な操業ルールが含まれ、これらが全体として遵守されることにより、水産資源の適切な保存及び管理につながることとなる。

(2) 漁業取締りに当たっては、現有する取締体制を最大限有効に活用し、違法漁船を検挙することによって違反行為を抑止するとともに、漁業者に対してきめ細かな漁業の指導、監督等を行う。また、我が国の水産資源や漁業秩序を脅かす外国漁船の違法操業に厳正に対応する。公海においては、地域漁業管理機関(Regional Fisheries Management Organizations。以下「RFMOs」という。)が定めたルールの確実な実施が求められているところ、当該機関が定めた公海乗船検査制度に則り、必要に応じて乗船検査を行うことにより、ルールに反した操業が行われていないことを確認するとともに、違反が発見された場合には旗国の当局等と緊密な連携を図りつつ対処する。さらに、漁業取締船を活用し、RFMOs の新たな資源管理措置の策定に向け必要な情報収集を行う。

Ⅲ 漁業取締りに関する現状と課題

1 日本漁船等による違法操業等

- (1) 沿岸域においては、高速密漁船による無許可操業、小型機船底びき網漁船等の沿岸漁船による違反が引き続き発生している。
- (2) 沖合域においては、沿岸漁業と沖合漁業の操業上のトラブルや沖合漁業における操業区域に係る違反等が引き続き発生している。
- (3) 外国水域及び公海で操業するかつお・まぐろ漁船等については、近年、外国当局による公海乗船検査に基づく違反指摘が増加しており、旗国として責任のある対応が求められている。
- (4) クロマグロをはじめとした特定水産資源を採捕する船舶において、年次漁獲割当量(IQ)の超過や漁獲量の未報告等の違反が発生している。

2 外国漁船等による違法操業等

(1) 日本海大和堆周辺水域

我が国の排他的経済水域（以下「我が国 EEZ」という。）における北朝鮮及び中国漁船による違法操業は、最盛期に比べて減少しているものの、依然として発生しており、我が国漁業者の安全操業の妨げにもなっている。

(2) 尖閣諸島周辺水域

日中漁業協定及びその関連文書並びに日台民間漁業取決めに基づき、中国漁船及び台湾漁船が操業を行っており、これらの漁船による我が国領海内での違法操業が発生している。

(3) 上記以外の我が国 EEZ

東シナ海の「日韓暫定水域」及び「日中暫定措置水域」等では、年間延べ2万隻を超える韓国、中国等の外国漁船が視認されており、我が国の許可が必要な海域に越境するケースが見られている。

沖縄周辺海域では、我が国 EEZ における台湾漁船の目撃情報が我が国漁業者により多数提供されている。また、日台民間漁業取決めに基づく取決め適用水域で我が国漁船と台湾漁船が操業しているが、一部の漁場において我が国漁船の円滑な操業に支障が生じており、日台漁業委員会において操業ルールの改善に向けて継続的に協議が行われている。

オホーツク海、山陰、九州周辺海域では、漁業取締船の隙を突いて、外国船舶がかご漁具、刺し網、はえ縄などの漁具を違法に設置しており、我が国の漁船の操業に支障を及ぼすといった問題が発生している。

また、北海道及び本州三陸沖等の太平洋では、日ソ地先沖合漁業協定に基づき定められた操業条件に従って、ロシア漁船が操業を行ってきている（令和8年漁期の操業条件は令和8年3月末現在未決定。）。近年、ロシア大型トロール漁船がサバ、イワシの漁獲を目的とする操業を活発化させており、操業条件

等の遵守確認及び我が国漁業者との操業トラブル防止の必要性が高まっている。

3 国際機関等との連携による管理措置の実施状況

- (1) 北太平洋等の公海上において、規制措置を遵守せず無秩序な操業を行う違法・無報告・無規制(IUU:Illegal, Unreported and Unregulated)漁業(以下「IUU漁業」という。)による水産資源への悪影響が懸念されている。
- (2) このような状況を踏まえ、我が国は、北太平洋公海に漁業取締船を派遣しており、外国漁船に対する公海乗船検査を実施している。
- (3) また、これまで、カナダ海洋水産省との間で、互いの取締海域や視認漁船に関する情報などを交換し、効率的な取締りを図ってきたが、今般、同省との間で IUU 漁業対策に関する協力覚書を締結し、漁業取締りにおける両国の連携を更に強化していくことに合意した。

4 漁業取締りの体制

- (1) 本部及び全国7か所(札幌・仙台・新潟・境港・神戸・福岡・沖縄)の支部等(沖縄は水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部)により、各管轄海域の取締りを実施している。
- (2) 令和4年4月には、外国漁船等の取締体制を強化するため、外国漁船対策室が、また、令和6年4月には、漁獲物の陸揚げ港における漁獲量の監視・報告体制を強化するため、漁獲監理官が設置された。
- (3) 令和8年3月末日現在における漁業取締船は45隻(官船8隻・用船37隻)、漁業取締りに従事する職員の定員は374人となっている。このほか、官船1隻を代船建造中であり、令和8年度中に就航予定となっている。

IV 漁業取締りに関する具体的な対処の在り方

1 日本漁船等に対する取締り

- (1) 沿岸海域での高速密漁船対策については、管轄する漁業取締本部神戸支部所属の漁業取締船による警戒監視及び関係県、警察及び海上保安庁と連携した合同取締りを実施し、磯根資源の密漁の防止を図るとともに、違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。
- (2) 沖合域においては、農林水産大臣許可漁船に設置した衛星船位測定送信機（Vessel Monitoring System。以下「VMS」という。）の運用により、操業区域に係る違反や漁業調整問題の発生の未然防止を図るとともに、違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。また、VMS を適切に発信しない漁船に対しては、厳しく対応する。
- (3) 外国水域及び公海で操業するかつお・まぐろ漁船等に対しては、オブザーバー、VMS 及び港湾での検査等から得られる情報を基に、関係漁業者等に対する指導及び監督を行うなど RFMOs が旗国に求めている保存管理措置の遵守徹底を図る。また、違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。
- (4) クロマグロをはじめとした特定水産資源を採捕する船舶に対し、IQ の超過、採捕停止命令期間中の採捕又は漁獲量の未報告がないか等の検査及び指導を行うとともに、違反が現認された場合、検挙等の適切な措置を行う。
- (5) 関係者や国際機関等から違反通報があった場合は、関係課、警察及び海上保安庁等と連携して情報収集を行い、確認された違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。

2 外国漁船等に対する取締り

- (1) 日本海大和堆周辺水域

我が国漁業者が安全に操業できる状況を確保することを第一としつつ、外国漁船の違法操業に対して、漁業取締船を重点的に配備するとともに、放水等を含む厳しい対応によって、我が国 EEZ から退去させるなど、毅然とした対応を行う。

また、大和堆西方の我が国 EEZ において外国漁船や北朝鮮公船の可能性のある船舶が出現したときであっても、我が国漁業者が安全に操業できるよう、現場勢力である水産庁と海上保安庁が緊密に連携して対応する。

(2) 尖閣諸島周辺水域

同水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して、外国漁船の領海内への侵入の防止を図る。

(3) 上記以外の我が国 EEZ

東シナ海、沖縄周辺海域において、我が国の許可が必要となる水域の境界付近で操業する外国漁船に対しては、切れ目なく漁業取締船を配置することにより監視を強化し、違反が疑われる外国漁船への立入検査を積極的に行い、無許可操業については、拿捕等の適切な措置を行う。

オホーツク海、山陰、九州・沖縄周辺水域の我が国 EEZ 内における違法に設置された漁具は、積極的に押収し、我が国漁業者の操業及び我が国水産資源への影響を最小限にとどめるよう対処する。

日台民間漁業取決めにに基づき、取決め適用水域で操業する台湾漁船については、新たに見直された操業ルールの遵守状況の監視及び我が国漁業者との操業トラブル防止の観点から、漁業取締船の重点配備を実施する。

また、日ソ地先沖合漁業協定に基づき、北海道及び本州三陸沖等の我が国 EEZ 内で操業するロシア漁船に対する取締りについては、漁業取締船や漁業取締航空機の重点配備を通じて、操業条件等の遵守確認及び我が国漁業者との操業トラブル防止を図るとともに、立入検査やオブザーバー乗船による漁獲物の種類や重量、漁具等の確認を実施する。特に、我が国漁船との

漁場競合や操業トラブルを防止するために導入された操業禁止海域や船間距離等の操業条件について遵守の徹底を図る。漁業関係法令違反が発生した場合は拿捕等の適切な措置を実施し、その違反情報をロシア当局に提供して厳格な対応を求めるとともに、再犯を防止するため操業許可の取消等の行政処分を行う。

このほか、小笠原周辺海域においても、外国漁船等が違法操業を行わないよう、取締船や取締航空機を派遣し、適時に監視活動を行う。

3 国際機関等との連携による違反操業の防止

- (1) 北太平洋公海上において、漁業取締船により、外国漁船に対して公海乗船検査等を行い、RFMOs の保存管理措置を遵守していない漁船の情報を収集する。この情報を旗国の当局及び RFMOs に報告し、旗国に対しその責任ある対応を求めるとともに、共同取締りなど国際的な枠組みも用いつつ、違反操業の防止に適切に対応する。また、得られた情報は、RFMOs の保存管理措置の策定や更なる強化に向けた検討にも有効に活用する。
- (2) 寄港国として、港における検査を拡大し、国際連合食糧農業機関 (FAO)、RFMOs、関係諸国等との情報交換及び連携等を通じ、違法な漁業を防止するための国際的な取組に協力する。

4 漁業取締能力の強化に向けた取組

- (1) 状況把握及び適切な指示
本部は、我が国漁船の安全操業の確保及び違法操業の抑止のため、外国漁船等の動静に関する情報を収集した上で、漁業取締船等に対し適切な指示等を行う。
- (2) 漁業取締船について

業務遂行に必要な漁業取締船の増隻、大型化等を進めてきたところであり、今後もこれらの漁業取締船を効率的かつ効果的に配備する。併せて、これら漁業取締船の性能の向上を図る。

(3) 漁業監督官について

漁業取締船の性能向上や装備の充実強化のみならず、漁業監督官の増員、研修等の充実化など「人」に重点を置いた、漁業取締体制の更なる強化を図る。

(4) 官船の安全管理の更なる取組

官船の運航、取締業務を安全、適正かつ円滑に遂行するため、水産庁官船安全運航委員会を設置するとともに、同委員会の検討に沿った取組を進める。

(5) 海上保安庁等関係機関との連携

海上保安庁とは、本庁間のみならず、地域ブロックごとに支部と管区海上保安本部との間で定期的な意見・情報交換を行うなど連携の強化を図る。

さらに、外務省とも連携し、適宜外国政府等への申入れ等を行う。

5 国民の理解及び安全操業の確保を図るための方策等

(1) 国民の理解

漁業取締りに関しては、広く国民の理解を醸成し、かつ、必要な人材等を確保していくため、各種の情報媒体を最大限に活用し、積極的な情報発信や広報活動の充実に取り組む。

(2) 安全操業の確保

海上で操業する漁船への有事関連情報伝達については、海上保安庁のほか水産庁も担っていることから、必要に応じて漁業取締船から漁業者への指導や、漁業無線局、漁業団体等を通じた情報提供を行う。